

いなべ市男女共同参画推進計画 案



三重県いなべ市

目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
第2章	施策の体系	7
第3章	重点課題と施策の方向	9
	基本目標Ⅰ	
	女（ひと）と男（ひと）が互いに認め合う意識の醸成	9
	重点課題①	
	男女共同参画意識づくり	9
	基本目標Ⅱ	
	あらゆる分野における男女共同参画の推進	12
	重点課題①	
	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	12
	重点課題②	
	就労・職場における男女共同参画の推進	14
	重点課題③	
	家庭生活における男女共同参画の推進	16
	重点課題④	
	地域における男女共同参画の推進	20
	基本目標Ⅲ	
	ト・メスティック・ハ・イオレンス セクシュアル・ハラスメントなどの撲滅	22
	重点課題①	
	人権尊重の意識づくりと被害者への支援体制の充実	22
第4章	いなべ市男女共同参画推進計画の数値目標	24
資料1	男女共同参画を推進する体制	25

1 計画策定の目的

男女共同参画社会とは、すべての人びとの人権が保障され、一人ひとりが性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮でき、それぞれに多様な生き方が認められる社会です。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う社会です。

少子高齢化、国際化、高度情報化の進展をはじめとする社会情勢の変化は、急激に進んでいます。それに伴い、家族形態は変化し、人びとの価値観やライフスタイルは多様化してきています。このような社会情勢の変化に対応していくためには、男女が互いを認め合う男女共同参画社会の実現が重要な課題です。

いなべ市が目指す男女共同参画社会とは、女（ひと）と男（ひと）が互いに認め合う社会です。本計画はその社会を実現するために、今後取り組むべき重点課題と施策の方向を明らかにすることを目的として策定したものです。

2 計画の位置付け

本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、いなべ市の男女共同参画社会を実現するために必要な事項を定めたものです。

いなべ市総合計画「新生いなべ いきいきプラン」では、男女共同参画社会の実現を重要な課題と位置付けており、「いなべ市次世代育成支援地域行動計画」など市が取り組む各計画との連携を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。

ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

4 男女共同参画の動き

(1) 世界の動き

国際的な男女共同参画社会の実現への取組は、女性の人権確立を目指すことに始まります。国連は、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と決定し、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）」において「世界行動計画」を採択しました。そして、これに続く10年を「国際婦人の十年」と定め、女性の人権擁護と男女平等を推進するための国際的な取組が積極的に展開されました。その間、1979年（昭和54年）の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

1995年（平成7年）到北京で開催された第4回世界女性会議では、女性に対するあらゆる暴力の撤廃、政策決定の場への男女の平等な参画などの重大課題について各国が取り組むべき行動が盛り込まれた「北京行動綱領」が採択されました。さらに、2000年（平成12年）にニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、北京行動綱領の目的や達成に向けて各国の決意を表明する「政治宣言」と、女性に対する暴力は人権侵害であるとする事や、様々な状況下における女性の多様な生き方と人権の確保が確認されています。

(2) 国の動き

我が国では、1946年（昭和21年）に制定された日本国憲法において、個人の尊厳と法の下での平等がうたわれ、人権の尊重と男女平等が明記されました。

世界の動きに対応して、1975年（昭和50年）「国際婦人年」を契機に内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部が設置され、1977年（昭和52年）に、女性問題の課題及び施策の方向を明らかにする「国内行動計画」が策定されました。その後、「国籍法」及び「戸籍法」の改正、「男女雇用機会均等法」の制定など国内法の整備が進められ、1985年（昭和60年）に、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を批准しました。

さらに、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会にとって最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の形成の促進に関する国、地方公共団体、国民の責務が明記されました。2000年（平成12年）には、「男女共同参画基本計画」を策定し、内閣府に男女共同参画局をおいて一層強化した推進体制で取組が進められています。

第1章 計画の基本的な考え方

2005年（平成17年）に、これまでの取組を総括し、新たな課題に対応するため「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。この計画の中では、重点事項として、「政策や方針決定過程への女性の参画の拡大」、「女性のチャレンジ支援」、「仕事と家庭などとの両立支援と働き方の見直し」などの10項目が掲げられています。

(3)三重県の動き

三重県では、国の内外の動きを受け、昭和54年に第1次行動計画にあたる「三重県の婦人対策の方向」が策定されました。その後、昭和62年に「みえの第2次行動計画ーアイリスプラン」、平成7年に「みえの男女共同参画推進プランーアイリス21」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて、県の指針を打ち出しました。

その間、平成6年には、三重県女性センター（現在は三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」に改称）を開館し、男女共同参画推進の拠点として機能しています。

そして、平成13年に「男女共同参画推進条例」が施行され、社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働して取り組むことの責務を定め、男女共同参画社会の推進を目指すとしています。

平成14年に「三重県男女共同参画基本計画第一次実施計画」、平成17年に「三重県男女共同参画基本計画第二次実施計画」が策定され、施策の目標と事業の推進方向を明らかにし、具体的な目標を示しています。

(4)いなべ市の動き

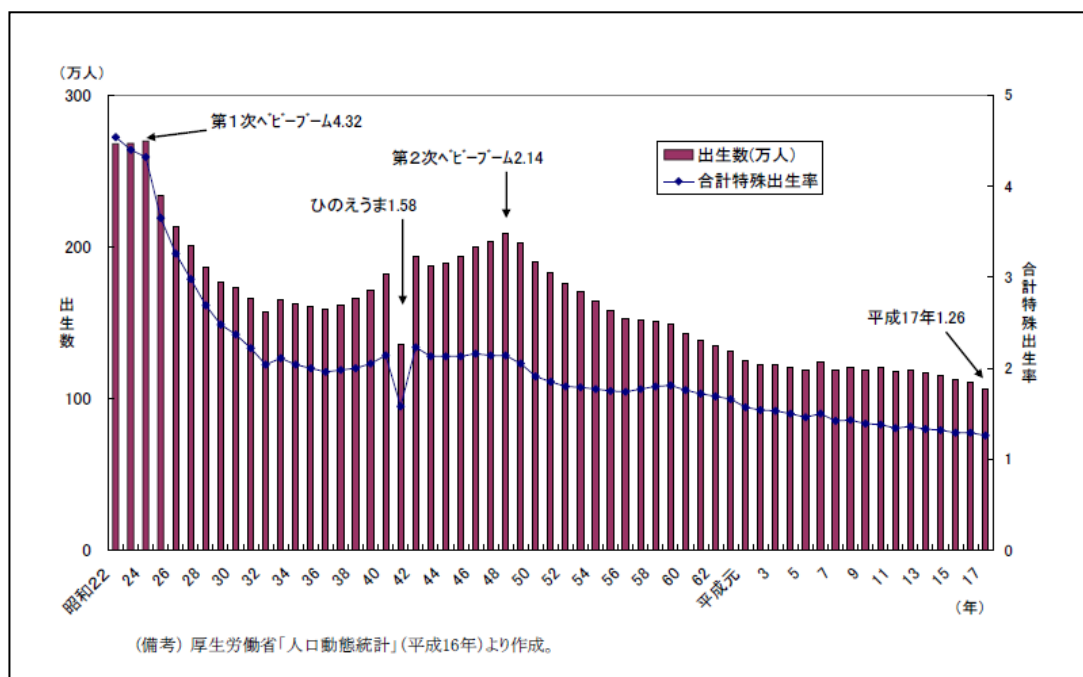
いなべ市は、平成15年12月に旧北勢町、旧員弁町、旧大安町、旧藤原町が合併して誕生しました。いなべ市においては、平成18年3月に、「いなべ市総合計画」を策定し、その中で「女（ひと）と男（ひと）が互いに認め合う社会づくり」を目指して、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。

また、平成19年6月には、「人権尊重のまち宣言」が決議されています。

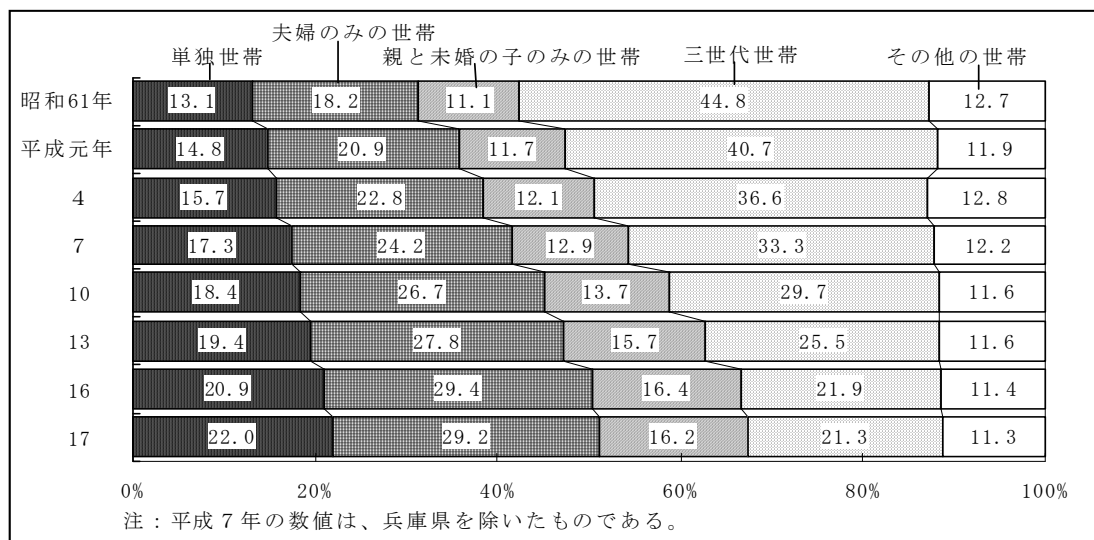
いなべ市における男女共同参画推進計画策定のため、平成18年11月に、「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施しました。そして、平成19年6月には、「いなべ市男女共同参画推進本部」を設置し、庁内に「ワーキング会議」を置き、本計画策定に関する検討を行ってきました。さらに、「いなべ市男女共同参画推進懇話会」による審議を行いました。

(5)男女を取り巻く社会の状況

○出生数及び合計特殊出生率の推移



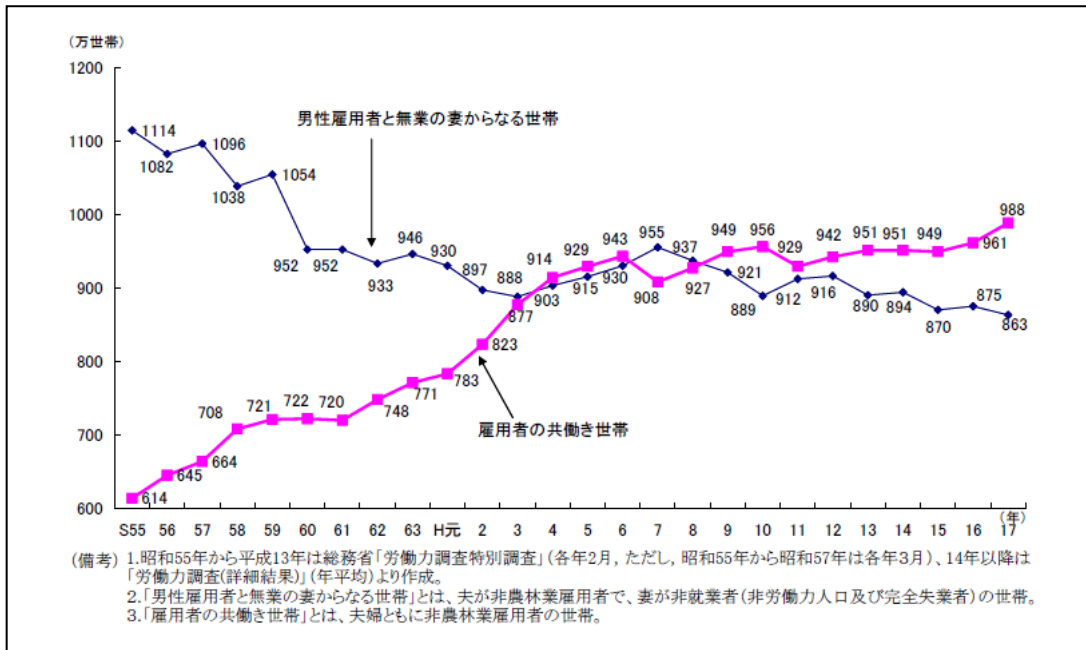
○世帯構成別構成割合（全国）



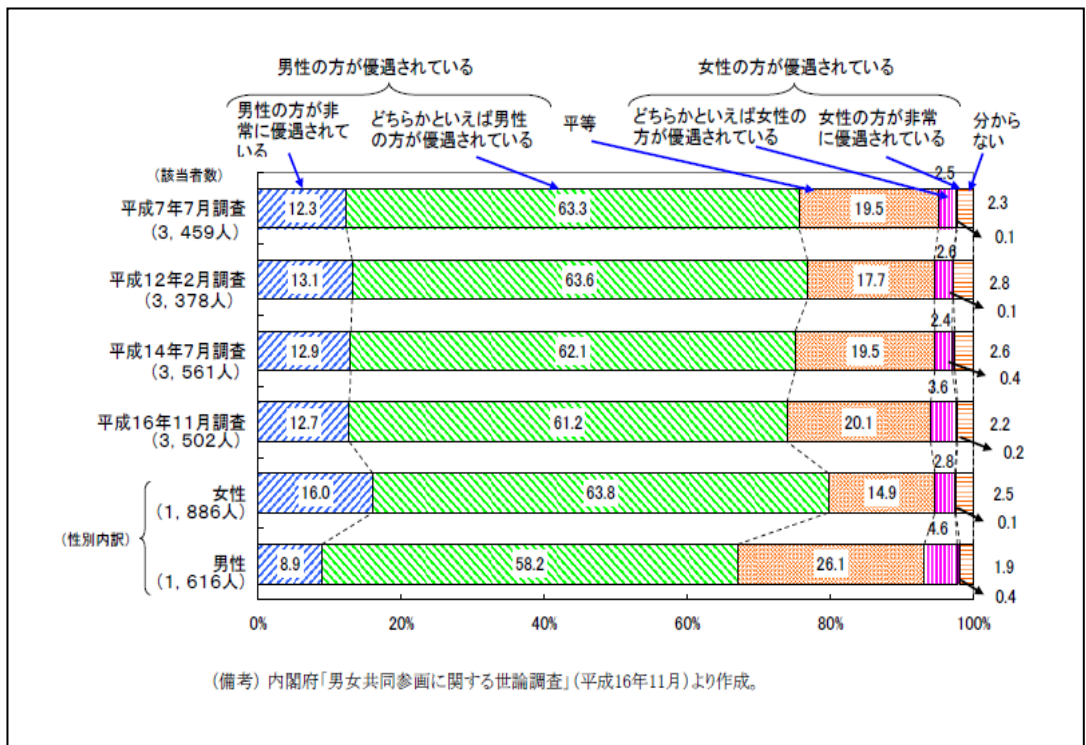
(参考：厚生労働省「国民生活基礎調査」)

第1章 計画の基本的な考え方

○共働き等世帯数の推移

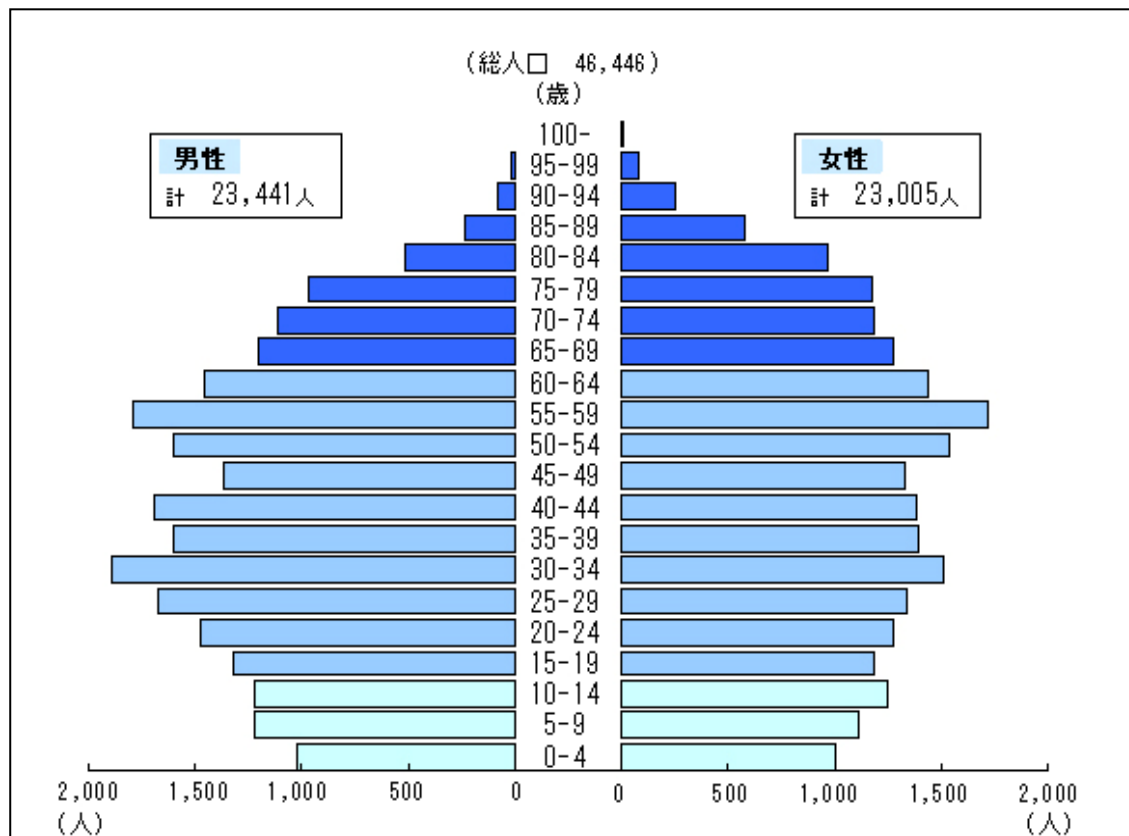


○社会における男女の地位の平等感



(6)統計で見るいなべ市

○人口ピラミッド（いなべ市）



(参考：平成 17 年国勢調査)

○世帯構成

	一般世帯 総数	核家族世帯数		2世代・3世代 世帯数		単独世帯数		その他の世帯	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
いなべ市	15,551	7,542	48.5%	3,761	24.2%	4,222	27.1%	26	0.2%
三重県	675,459	400,316	59.3%	107,775	16.0%	161,580	23.9%	2,881	0.4%

核家族世帯：夫婦のみ、夫婦と子ども、ひとり親と子ども、からなる世帯

単独世帯：ひとり暮らしの世帯

(参考：平成 17 年国勢調査)

基本目標Ⅰ 女(ひと)と男(ひと)が互いに認め合う意識の醸成

重点課題		施策の方向	
①	男女共同参画意識づくり	1	男女共同参画に関する情報発信
		2	男女共同参画に関する学習機会の提供

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点課題		施策の方向	
①	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	1	市の審議会及び委員会などへの女性参画の推進
		2	市役所職員の意識改革の推進
②	就労・職場における男女共同参画の推進	1	事業主・就労者に対する啓発の推進
		2	自営業者などへの支援
		3	女性の再チャレンジ支援
③	家庭生活における男女共同参画の推進	1	家庭における男女共同参画意識の啓発
		2	家事への男性参加の推進
		3	育児への男性参加の推進
		4	介護・援助が必要な人への支援、介護への男性参加
④	地域における男女共同参画の推進	1	地域における男女共同参画意識の啓発

基本目標Ⅲ ドメスティック・バイオレンス セクシュアル・ハラスメントなどの撲滅

重点課題		施策の方向	
①	人権尊重の意識づくりと被害者への支援体制の充実	1	人権尊重の意識啓発
		2	DVなどの被害者への支援体制の充実



基本目標 I

女(ひと)と男(ひと)が

互いに認め合う意識の醸成

重点課題① 男女共同参画意識づくり

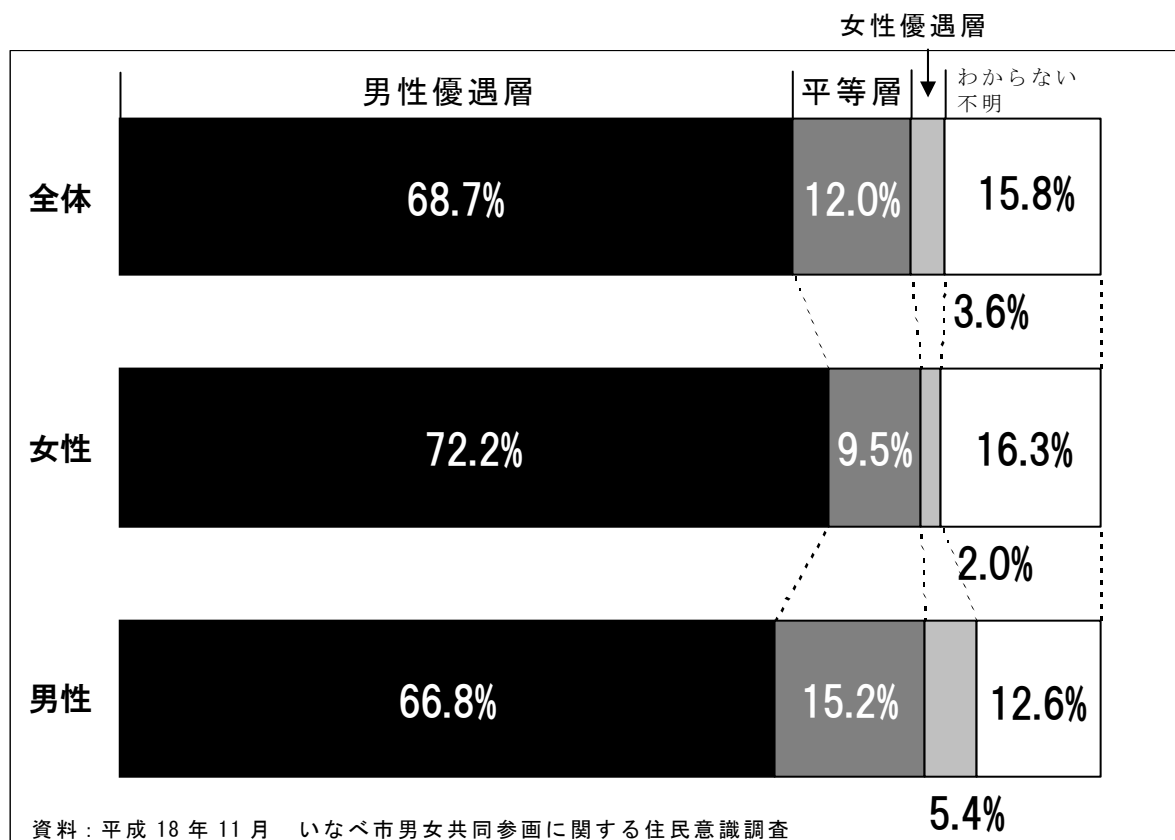
日本国憲法において、すべての国民は個人として尊重され、法の下において平等であって差別されないこととされ、男女平等に向けた様々な取組が行われています。

しかし、平成18年11月に実施した「いなべ市男女共同参画に関する住民意識調査」の結果から、「社会全体において、男性の方が優遇されている」と感じている人が全体で68.7%となっており、いなべ市において男女平等とは言えないのが現状です。

また、男女共同参画社会の認知度は、「知っていた」と回答した人が3割弱となっており、いなべ市において男女共同参画社会を実現するためには、まず、男女共同参画社会とはどのようなものなのか認知することが、重要な課題です。

社会全体における男女格差

問 社会全体において男女の地位は平等になっていると思いますか。

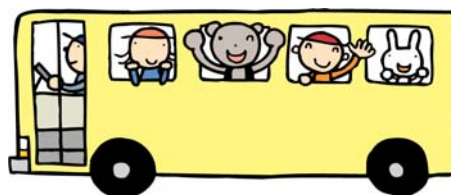
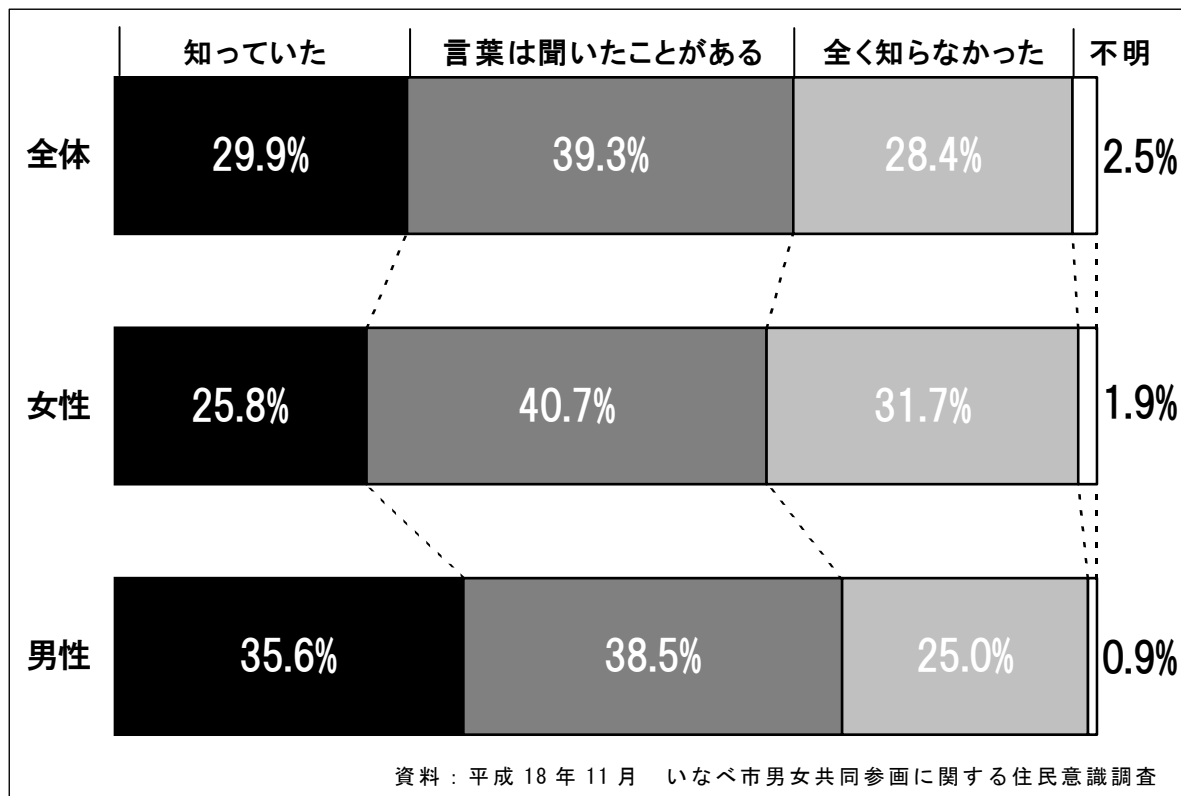


男性優遇層＝「男性の方が優遇されている」＋「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」

女性優遇層＝「女性の方が優遇されている」＋「どちらかと言えば女性の方が優遇されている」

男女共同参画社会の認知度

問 あなたは、「男女共同参画社会」とはどのようなものか知っていましたか。



施策の方向 1 男女共同参画意識の情報発信

取組内容
①いなべ市情報番組「いなべ10」、いなべ市情報誌「Link」、いなべ市ホームページなど広報媒体において、男女共同参画に関する情報や活動状況などの情報を提供します。
②国が定めた男女共同参画社会に配慮した広報ガイドラインに基づき各種広報を行います。

施策の方向 2 男女共同参画に関する学習機会の提供

取組内容
①フレンテみえが実施している男女共同参画に関する出前トーク事業について、自治会や各種団体に周知し、研修会の開催を支援します。
②フレンテみえなどが実施している男女共同参画に関する講座などの情報を提供し、市民の参加を促します。
③毎年6月23日からの男女共同参画週間を周知するとともに、講演会などを実施し、男女共同参画について学習する機会を提供します。
④女性差別、女性の人権問題を主題においた講演会や映画会などを開催し、男女共同参画に関する学習の機会を提供します。
⑤図書館に男女共同参画の関連図書コーナーを設けたり、いなべ市情報誌「Link」で図書紹介を行い市民の関心を高めます。

基本目標Ⅱ

あらゆる分野における

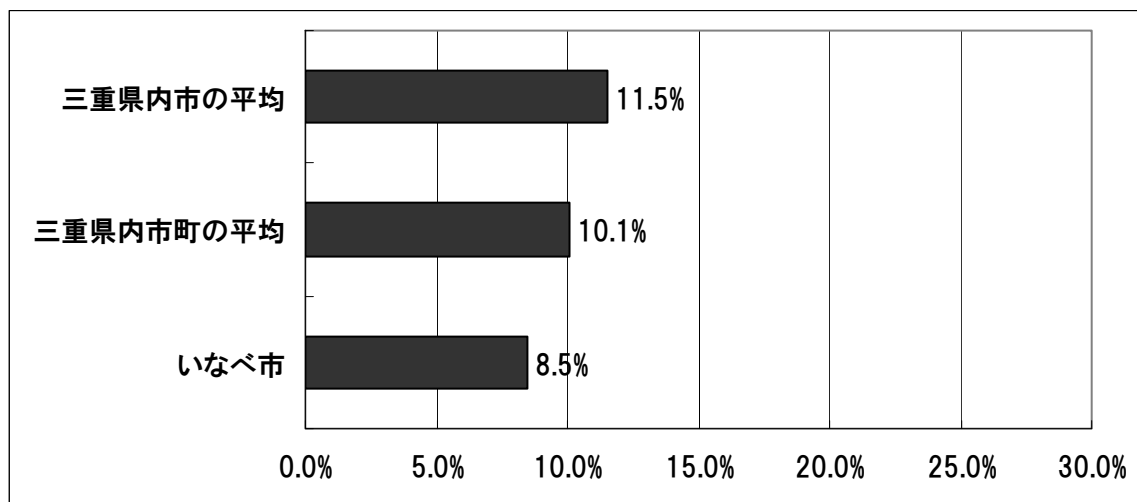
男女共同参画の推進

重点課題① 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

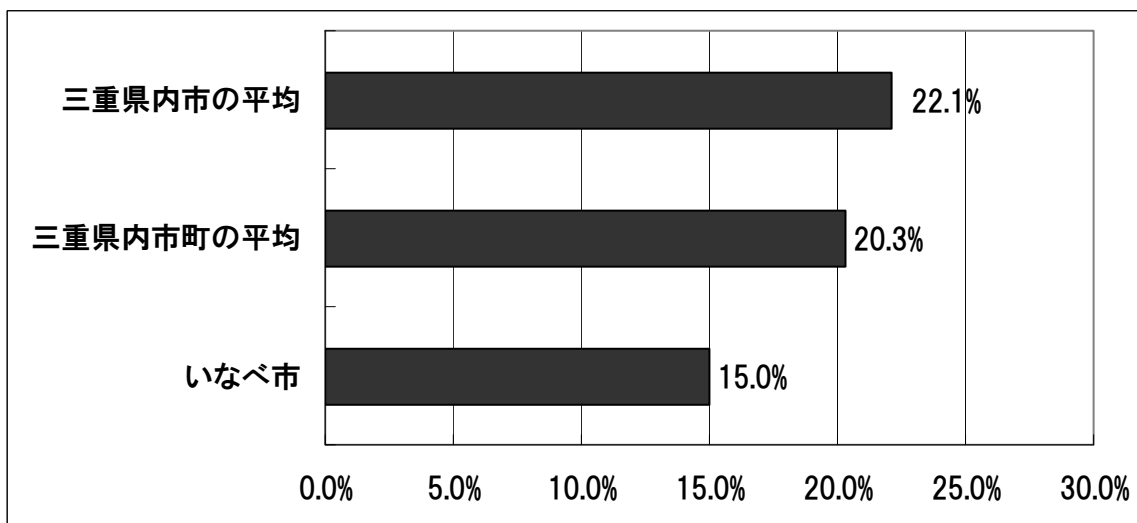
国では「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との男女共同参画推進本部決定に従い、審議会などの委員への女性参画に取り組まれており、地方公共団体に対しても同様に女性参画の促進が求められています。

そんな中、いなべ市における政策方針決定過程における男女共同参画の推進状況は、三重県平均よりも低く、国が求めている水準には遠く及ばない状況にあり、女性の人材発掘や参画しやすい環境を整えることが必要です。

地方自治法第180条の5に基づく委員会等における女性登用状況



地方自治法第202条の3に基づく委員会等における女性登用状況



地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査

(平成19年4月1日現在)

施策の方向 1 市の審議会及び委員会などへの女性参画の推進

取組内容
①各種審議会や委員会などへ積極的に女性を登用する意識を浸透させます。
②一般公募するなど女性が参画しやすい環境づくりを検討します。
③審議会や委員会などの設置条例について内容を見直します。

施策の方向 2 市役所職員の意識改革の推進

取組内容
①女性職員のキャリアアップへ向けた研修などを実施します。
②職員研修において、男女共同参画を視野に入れた研修内容を検討し、職員の意識改革を図るとともに、より良い住民サービスを提供できる職員の育成に努めます。
③これまで女性職員が配置されなかった部署や職域への配置拡大に努めます。
④市役所内における職場環境、勤務環境を見直す安全衛生委員会の活動や子育て中の職員を支援する次世代育成の取組を通して、男女がともに個性と能力を発揮できる職場環境づくりに努めます。

重点課題② 就労・職場における男女共同参画の推進

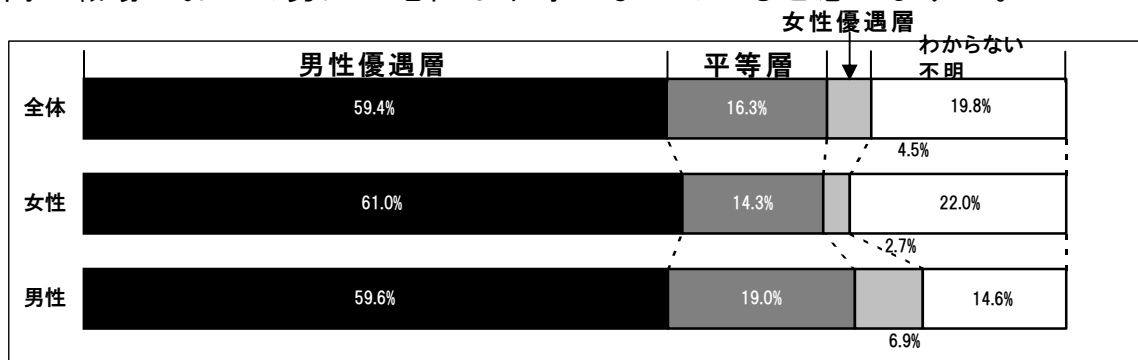
平成12年4月に「男女雇用機会均等法」が改正され、募集、採用、配置、昇進教育訓練、福利厚生、定年退職などにおける性別による差別的扱いが禁止され、セクシャル・ハラスメントや妊娠中、出産後の健康管理など女性労働者に関する配慮を事業主に義務付けるなど女性労働者の権利保護や地位の向上など、法的には改善されてきています。

しかし、実際の職場における男女共同参画は実現していないのが現状です。事業主及び労働者に対し、男女雇用機会均等法を遵守するよう啓発するとともに、誰もが働きやすい職場環境づくりが必要です。

また、結婚、出産、育児、介護などにより一度離職した人の再チャレンジの支援も重要です。

職場における男女格差

問 職場において男女の地位は平等になっていると思いますか。



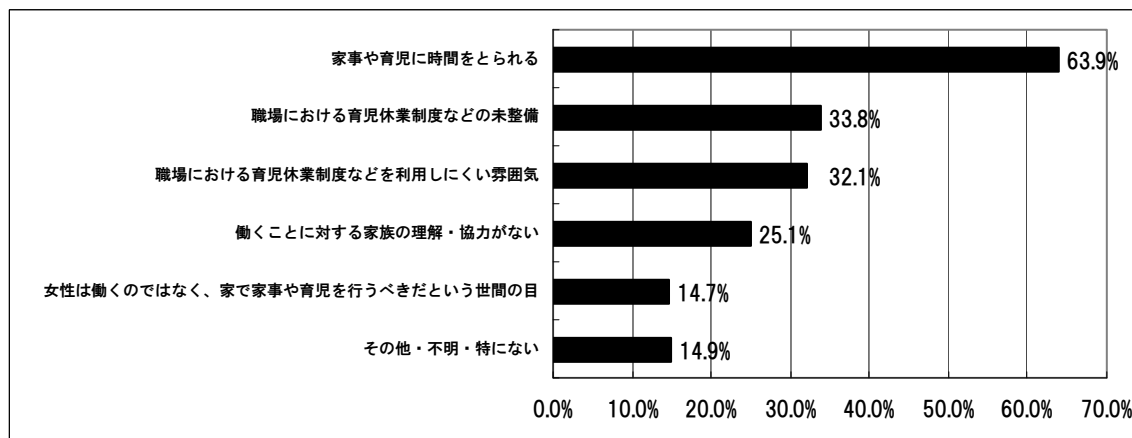
資料：平成18年11月 いなべ市男女共同参画に関する住民意識調査

男性優遇層＝「男性の方が優遇されている」＋「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」

女性優遇層＝「女性の方が優遇されている」＋「どちらかと言えば女性の方が優遇されている」

女性就労に対する妨げ

問 女性が働き続けていくうえで、大きな妨げになっていると思われることは何ですか。



資料：平成18年11月 いなべ市男女共同参画に関する住民意識調査

施策の方向 1 事業主・就労者に対する啓発の推進

取組内容
①市内企業との情報交換会の際に、男女共同参画についての情報を提供し、意識向上に努めます。
②市内企業における男女共同参画の取組などを広報誌やホームページなどで発信し、市内企業における男女共同参画を促進します。
③労働者が差別されることなく、共に尊重され、その能力を十分発揮することができるように、事業所に対して男女雇用機会均等法をはじめ関係法令の周知に努めます。

施策の方向 2 自営業者などへの支援

取組内容
①魅力ある農業を営んでいくために、認定農業者や家族経営協定など制度を活用することを推進します。
②農業に従事する女性が主体的にやりがいを持って働けるよう、特産物加工などの事業活動を支援する。
③地域の女性の農業担い手や農業志向者を、農業委員会などにより掘り起こしを行います。

施策の方向 3 女性の再チャレンジ支援

取組内容
①子育て、介護から手が離れ再就職を希望する市民に、ハローワーク桑名が発行するセミナーや求人情報などの情報提供を行います。
②母子家庭の経済的な自立を図るため、就業相談や職業能力の向上を行う研修会の開催や就職情報の提供を行います。
③母子家庭などの自立促進を図りながら、その児童の健全な育成を確保するため、保育所への優先入所など具体的な施策を進めます。

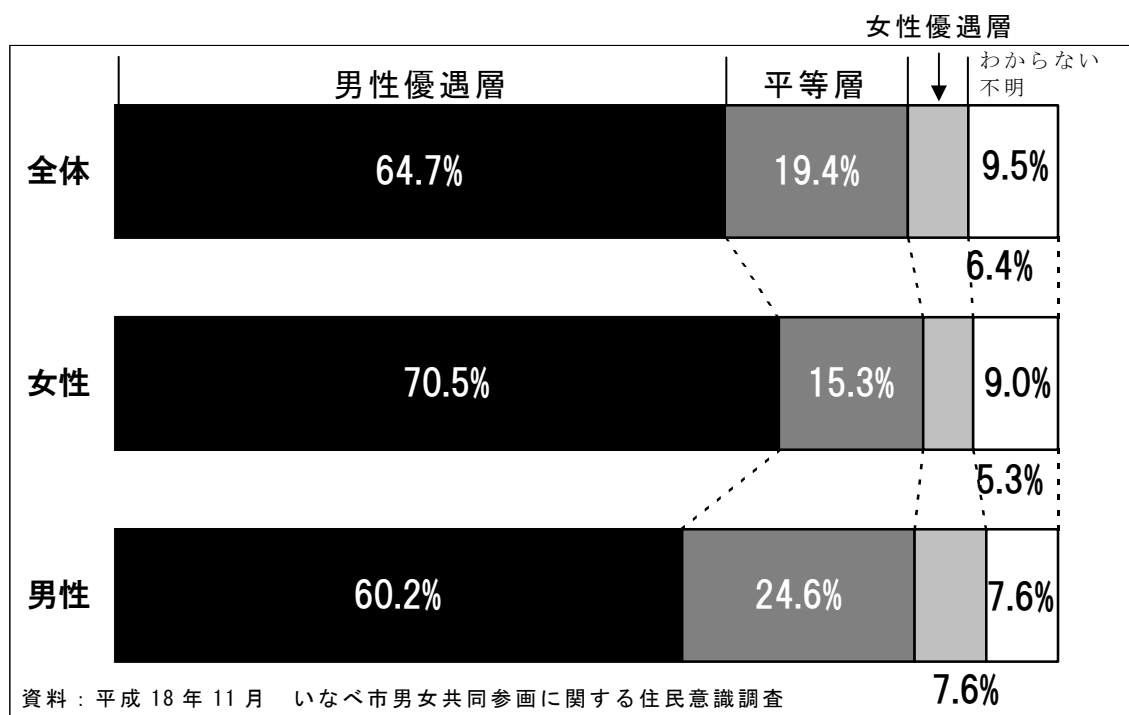
重点課題③ 家庭生活における男女共同参画の推進

核家族・共働きの家庭が増える中、女性にとって家庭における家事、育児、介護などにかかる精神的肉体的負担がとてつ大きなものなっています。これは、「男性は仕事、女性は家庭」という性別による固定的役割分担意識が根強く存在していることが大きく影響しています。家庭という社会の最小単位において、性別による固定的役割分担意識が根強く存在していると男女共同参画社会を実現することなど到底不可能であり、また、次世代を担う子どもたちにもこの意識を引き継いでいってしまいます。

したがって、家庭における男女共同参画の推進が、男女共同参画社会を実現するために最も重要なことです。

家庭における男女格差

問 家庭において男女の地位は平等になっていると思いますか。

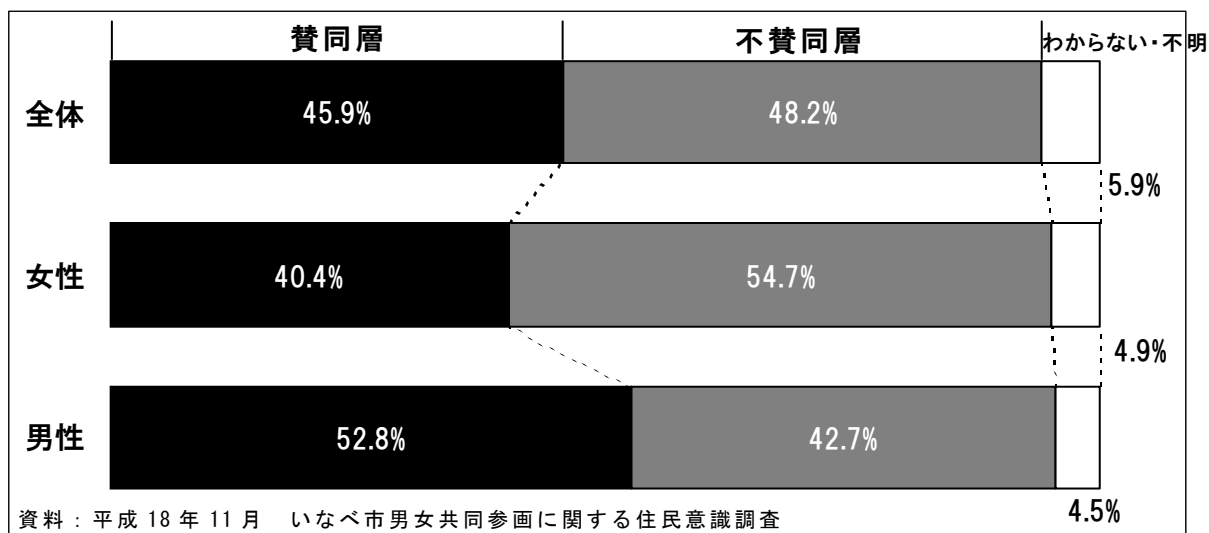


男性優遇層＝「男性の方が優遇されている」＋「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」

女性優遇層＝「女性の方が優遇されている」＋「どちらかと言えば女性の方が優遇されている」

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方の賛否

問 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方についてどう思いますか。



賛同層＝「賛同する」＋「どちらかと言えば賛同する」

不賛同層＝「賛同しない」＋「どちらかと言えば賛同しない」

施策の方向 1 家庭における男女共同参画意識の啓発

取組内容
①いなべ市情報番組「いなべ10」、いなべ市情報誌「Link」、いなべ市ホームページなど広報媒体において、男女共同参画に関する情報や活動状況などの情報を提供します。

施策の方向 2 家事への男性参加の推進

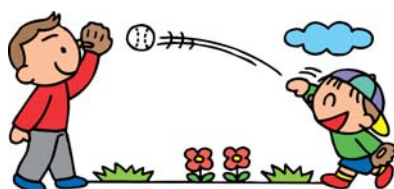
取組内容
①男性を対象に生活面の技術を習得する講座を開催し、男性の家事などへの参加を促します。
②食生活改善推進協議会への男性参加を促進します。
③男性の家事自立を目指し、男性料理講習を実施します。
④「ごみ分別は女性」という定着したイメージを変えていくため啓発を推進します。
⑤買い物をするときのマイバッグ意識を男性に対しても浸透させていく中で、男性の家事への参加も促します。

施策の方向 3 育児への男性参加の推進

取組内容
①父親支援を行う子育て支援者の養成講座や研修の機会を提供します。
②妊娠、出産、育児をする女性の支援を男性が積極的に行うよう、育児に対する知識や協力の必要性を啓発します。
③男性の母子保健推進委員の育成を図り、母子保健推進活動における男女共同参画を推進します。

施策の方向 4 介護・援助が必要な人への支援、介護への男性参加

取組内容
①介護者の状況について理解を進めるとともに男女共同参画の必要性を啓発します。
②市障害者計画に基づき、サービスの充実を図り、地域での生活を支援します。
③高齢者の方や介護している方がうけることができる様々なサービスや地域で実施している活動を、活用できるよう、総合的な相談支援を行います。
④高齢者の方が生きがいをもって自分らしい生活を住み慣れた地域で送れるよう支援していきます。
⑤在宅で高齢者などを介護している家族等に対して、介護に対する知識や技術の向上、介護者同士の交流を通じた情報交換及び心身のリフレッシュを図り、在宅介護を継続できるよう支援していきます。

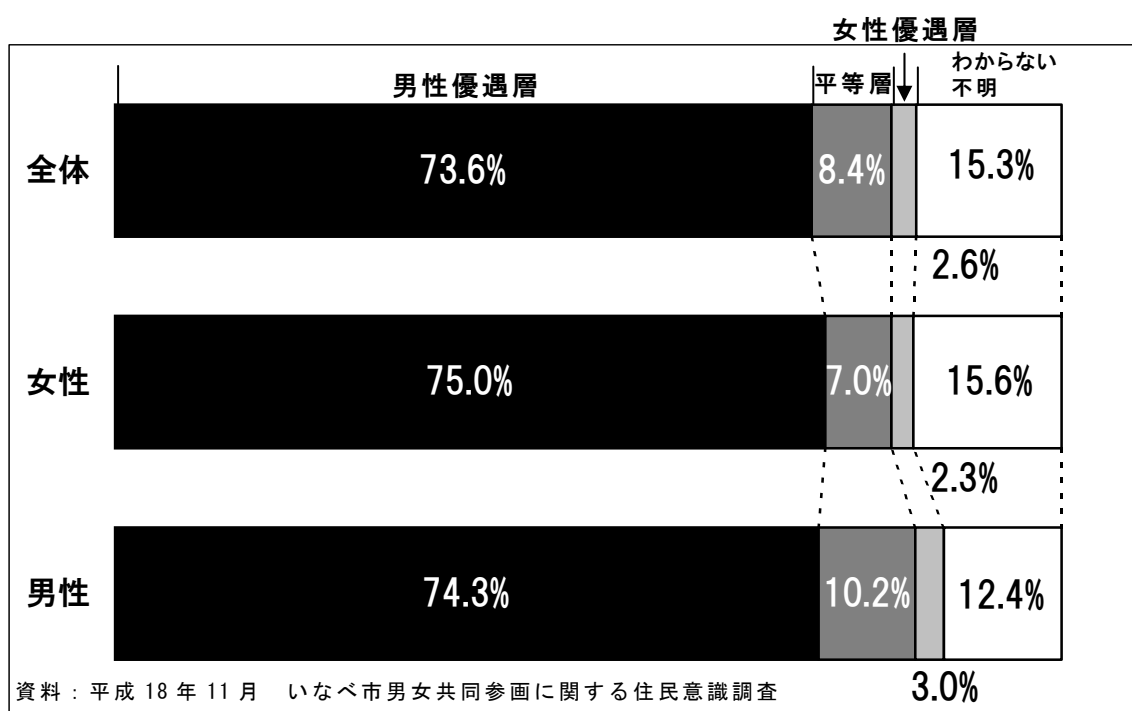


重点課題④ 地域における男女共同参画の推進

地域における様々な集まりや活動においても、しきたりや習慣により固定された男女の役割分担が存在します。地域においても性別にかかわらず、それぞれの能力を発揮することができる環境づくりが重要です。

地域における男女格差

問 社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女の地位は平等になっていると思いますか。



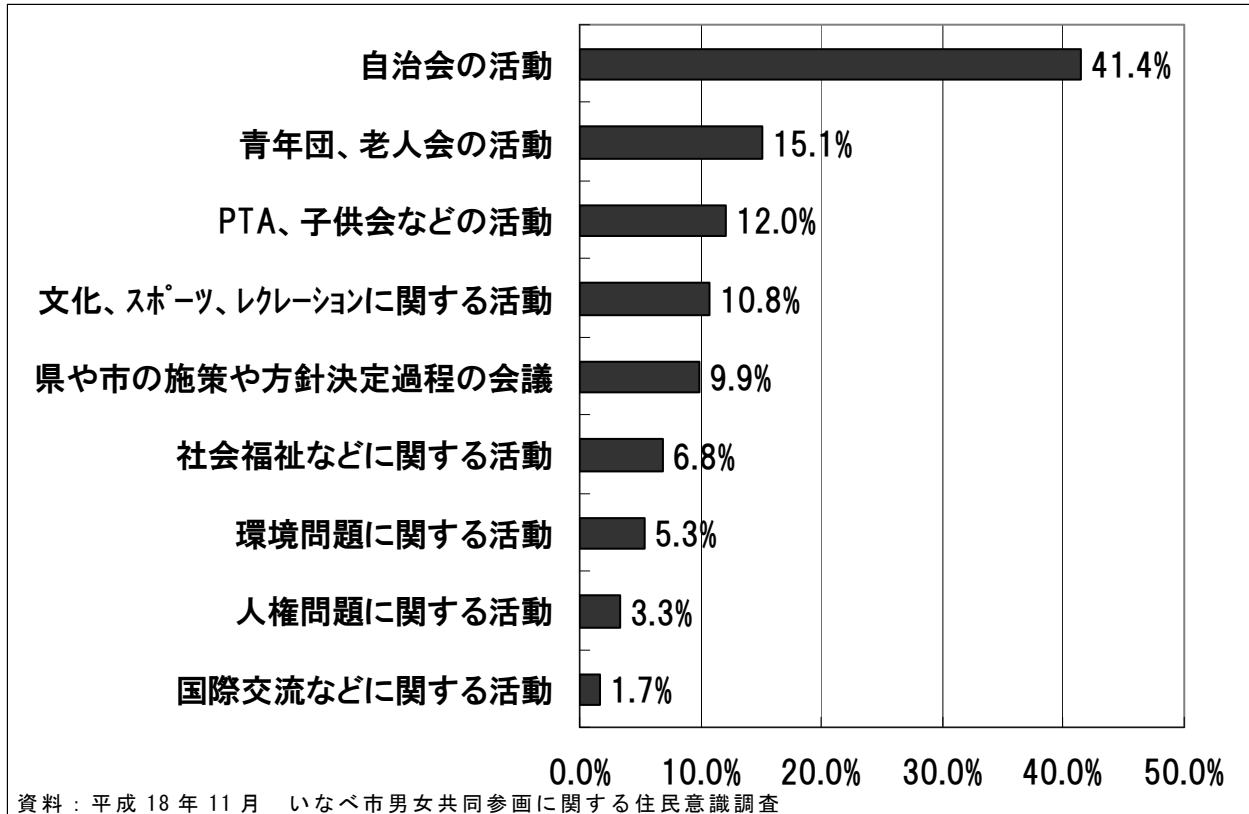
男性優遇層＝「男性の方が優遇されている」+「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」

女性優遇層＝「女性の方が優遇されている」+「どちらかと言えば女性の方が優遇されている」



男女格差のある地域活動

問 参加されている活動において男女格差があると思われる活動はありますか。



施策の方向 1 地域における男女共同参画意識の啓発

取組内容
①フレンテみえが実施している男女共同参画に関する出前トーク事業について、自治会や各種団体に周知し、研修会の開催を支援します。
②地域における女性リーダーの養成を支援します。
③農業公園で行われている梅を利用した梅ジュース、梅ジャム、おかし作りなど誰もが積極的に活躍できる場を提供します。
④工事、地籍調査など地元説明会に女性にも積極的に参加してもらえるように配慮します。

基本目標Ⅲ

ドメスティック・バイオレンス

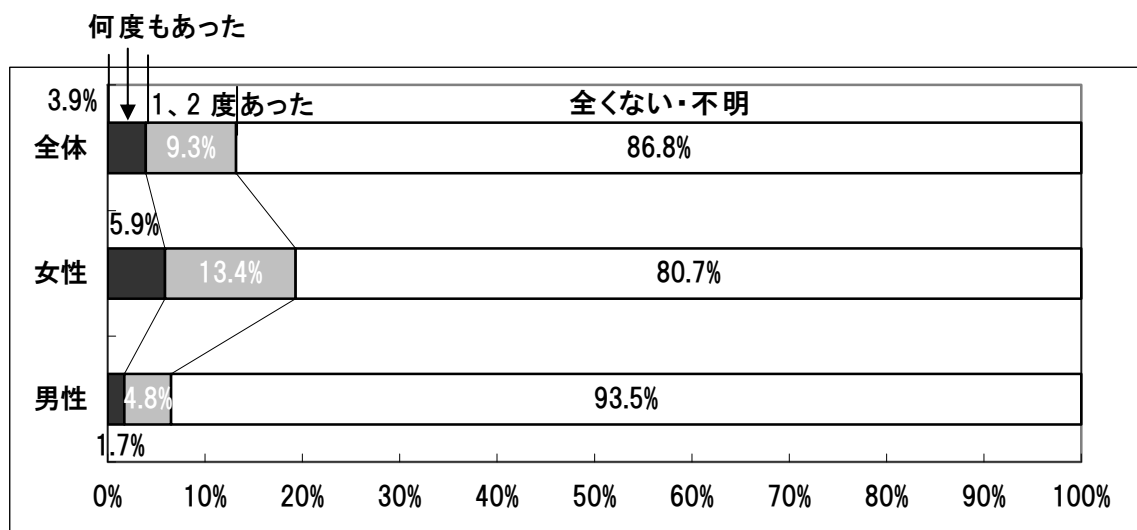
セクシュアル・ハラスメントなどの撲滅

重点課題① 人権尊重の意識づくりと被害者への支援体制の充実

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われています。セクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの被害者は女性が多く、訴えにくいことから問題が潜在化しています。これらの人権侵害を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが重要です。

ドメスティック・バイオレンスの被害

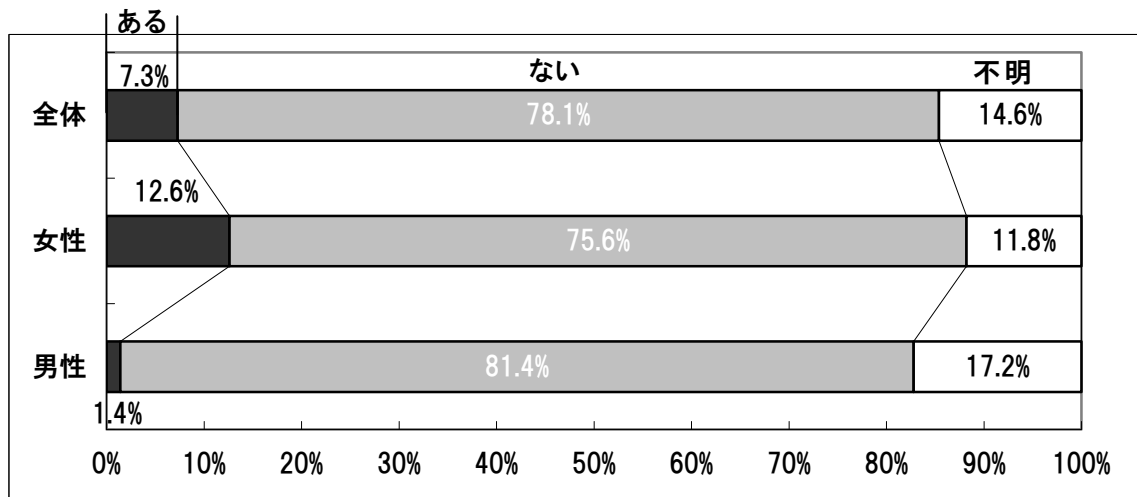
問 配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））をされた経験がありますか。



資料：平成18年11月 いなべ市男女共同参画に関する住民意識調査

セクシャル・ハラスメントの被害

問 セクシャル・ハラスメントを受けたことがありますか。



資料：平成18年11月 いなべ市男女共同参画に関する住民意識調査

施策の方向 1 人権尊重の意識啓発

取組内容
①いなべ市情報番組「いなべ10」、いなべ市情報誌「Link」、いなべ市ホームページなど後方媒体において、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントに関する情報を提供します。
④いなべ市相談窓口情報コーナーにおいて、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他女性の相談に関する情報を提供していきます。

施策の方向 2 DVなどの被害者への支援体制の充実

取組内容
①ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護を図るため、被害者からの申出により住民票や戸籍附票の写しの発行を制限し、被害者の支援を行います。
②人権相談により、被害の早期発見や被害にあった人への支援を行います。
③女性などの人権を守るため、情報提供や相談を行い安心して生活できるよう支援します。

第4章 いなべ市男女共同参画推進計画の数値目標

指標項目	現状 (平成19年度)	目標値 (平成24年度)
男女共同参画の認知度	29.9%	70%
審議会等における女性の登用率※	13.8%	40%

※審議会における女性の登用率とは、地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等と、地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数の合計と、女性委員数の合計から算出した女性比率です。



1 いなべ市男女共同参画推進本部及びワーキング会議

庁内の体制は、市長を本部長、副市長を副本部長、その他の特別職及び部次長を本部員として構成する「いなべ市男女共同参画推進本部」、各部署の担当で構成する「ワーキング会議」により、全庁的に男女共同参画に取り組みます。

また、いなべ市男女共同参画推進計画に基づき、実施計画を作成し、進捗管理を行います。

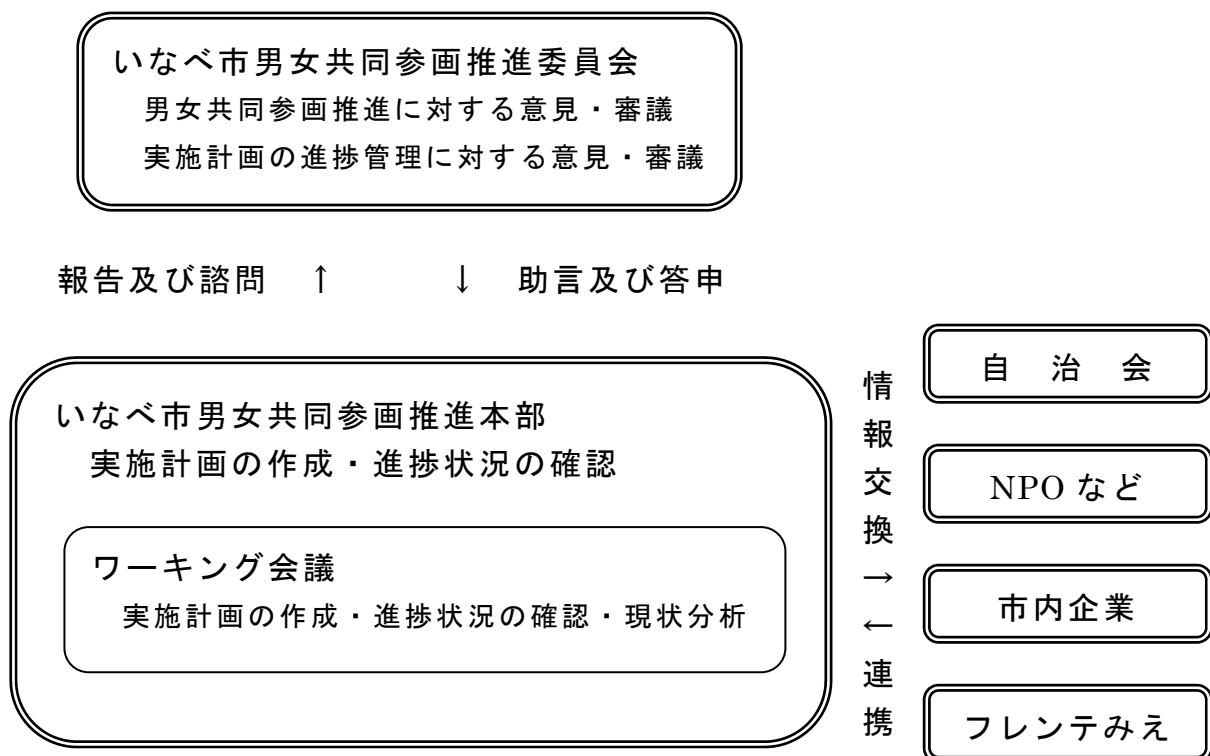
2 いなべ市男女共同参画推進委員会

市民の代表からなる「いなべ市男女共同参画推進委員会」を設置し、いなべ市男女共同参画推進本部で作成した実施計画の進捗状況及び評価について意見を求め、効果的な計画推進を図ります。

3 市内企業や地域団体との連携

地域団体や市内企業と情報交換しながら相互に連携し、市全体で男女共同参画を推進できる体制を構築します。

4 イメージ図





いなべ市男女共同参画推進計画

～^{ひと}女と^{ひと}男が互いに認め合う社会をめざして～

発行年月：平成 20 年

発 行：いなべ市

編 集：企画部広報秘書課

〒511-0293

三重県いなべ市員弁町笠田新田 111 番地

電話(0594)74-5802